

無通帳口座に係る特約

1. 通帳の不発行

無通帳口座（以下、「本口座」といいます）は、通帳を発行いたしません。

2. キャッシュカードの発行

本口座は、キャッシュカードの発行を必須とします。

3. インターネットバンキング利用口座への登録

本口座は、へきしんパーソナルインターネットバンキング（以下、「インターネットバンキング」という）の利用口座への登録を必須とします。

4. お取引明細の取扱い

本口座の取引履歴は、お客さま自身がインターネットバンキングを利用して照会することとし、お取引明細は発行しません。

5. 有通帳口座への切替

無通帳口座から有通帳口座への切替はできません。

6. 預金の預入れ、払戻し等

本口座は、原則として当金庫本支店の窓口での預入れ、払戻しを行うことはできません。ただし、本口座の解約時は除きます。

7. カードローン契約の付加

本口座は、別途契約によりカードローン契約を付加することができます。

8. 解約

本口座を解約する場合には、キャッシュカードおよび当金庫所定の本人確認資料を提出してください。

9. 規定等の準用

本規定に定めのない事項については、「普通預金規定」、「カードローン契約規定」のほか、当金庫が定めた各取引にかかる規定により取扱います。

10. この特約の変更等

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

(3) 当金庫の責めによる場合を除き特約の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。

以上